

見積合わせの執行に関する事項及び契約の特定条件

委託名		自転車歩行者道整備工事(物件調査等業務委託) その2 1
項 目	内 容	
見積合わせの執行に関する事項	設計金額	612,700円（消費税及び地方消費税を含む。）
	最低制限価格の設定	無
	設計図書等の閲覧	入札情報公開システムにて公開する。 公開日 令和8年9月3日（木）
	質問	質問がある場合は、電子入札システムにより提出すること。 回答は、電子入札システムに掲載する。 受付期間 令和8年9月3日（木）～令和8年9月7日（月）16：00 回答日 令和9年9月9日（水）16：00 ※ 質問書の題名、説明要求内容に、特定の企業名や個人名を記入した者の見積りは無効とする。質問は発注者が様式を指定した質問書を必ず使用すること。 ※ 見積合わせ参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、見積合わせに参加すること。 なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての見積合わせ参加者に適用する。 また、見積合わせ参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から見積合わせ参加者へお知らせを掲示することがある。
	現場説明	開催しない。
	注意事項	1. 見積合わせに参加するのに必要な資格のない者のした見積もり及び見積合わせに関する条件に違反した見積もりは無効とする。 2. 見積合わせに参加する者の数が1者であるときは、見積合わせを執行しない。ただし再度見積合わせのときに見積合わせ参加者が1者になった場合はこの限りでない。 3. 本件見積依頼の通知日から契約決定までの期間に、埼玉県の実行に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 4. 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約額とするので、参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。 5. 再度見積合わせは3回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。ただし、各回の再度見積合わせの状況により、それ以降の再度見積合わせを執行しない場合がある。なお、初度見積合わせに参加しない者は、再度見積合わせに参加することができない。また、再度見積合わせに参加しない者は、それ以降の再度見積合わせに参加することができない。 6. 本委託の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
契約の特定条件	契約保証金	免除
	前金払	しない。
	委託期間	契約確定の日から令和8年10月30日（金）までとする。
その他		1. 見積合わせを希望しない場合には、参加しないことができる。 2. 見積合わせ参加者は、埼玉県財務規則に従い、建設工事請負等競争入札参加者心得に準じて、設計図書等を熟知の上、見積書を提出すること。 3. 過去1年間に贈賄等の不正行為により逮捕され又は本県内で工事故等を起こし、かつ県に通報していない場合には、開封日の2日前までに申し出ること。 4. 決定者との契約は、埼玉県物件調査等委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して見積合わせに参加すること。 なお、契約約款は埼玉県ホームページ（用地課）に掲載している。
問い合わせ先		埼玉県東松山県土整備事務所 TEL0493-22-2333